

## 「平成26年 地方分権改革に関する提案募集」に対する提案項目(中国地方知事会分)

### ○ 国から都道府県へ移譲すべき事務・事業など

#### 【事務・事業, 権限の移譲等】

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等	広島 提出分
1	環境・衛生	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲	水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業の認可・指導監督権限(給水人口が5万人を超えるもの)について, 都道府県知事へ移譲する。	水道法	○県への事業情報の一元化, 県と全水道事業体(市町)との連携による持続的な水道事業経営等の実現に向けた取組の推進 ○給水規模が異なっても認可事務の基準は同様であることから, 技術的な問題は生じない	○
2	雇用・労働	職業安定業務の都道府県への移譲	ハローワーク特区及び一体的取組を地方の提案に沿って速やかに進め, 移管可能性の検証を行い, 職業安定業務(職業紹介, 職業相談, 雇用保険等)を県へ移管する。	職業安定法 雇用対策法	○就職だけでなく必要な支援を身近な場所で提供(就職相談, 職業訓練, 職業紹介まで雇用に関する一環したサービス, 生活支援などのサービス(住居・生活・福祉等)) ○企業支援と雇用政策の一体化 ○学校教育との連携強化	○
3	雇用・労働	雇用保険の適用・認定・給付等業務の希望都道府県への移譲	ふるさとハローワークの設置地域のうち, 希望する地域については, 雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を都道府県に移譲する。	雇用対策法	○ハローワークが廃止された地域においても, 地域内で雇用保険手続から職業紹介までの対応が可能。	

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等	広島県提出分
4	産業振興	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	商工会議所法	○手続の窓口の一元化による申請者の負担軽減	○
5	産業振興	中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の経済産業大臣の認定権限等の都道府県知事への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条	○迅速かつ実効性の高い施策展開 ○地域の中小企業のニーズに基づいたきめ細かな支援	○
6	その他	農林水産省が所管する補助公共事業の繰越手続に関する事務の委任	農政局が行っている補助公共事業(林野庁、水産庁所管事業及び農山漁村地域整備交付金を除く。)の繰越手続を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任する。	会計法第48条 予算決算及び会計令第140条	○繰越事務処理の簡素化及び迅速化	

### 【義務付け・関与の廃止・縮小】

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等	広島県提出分
7	医療・福祉	児童発達支援センターの利用者への食事提供方法に係る基準の緩和	施設内での調理が義務付けられている児童発達支援センターの利用者への食事提供方法について、施設外で調理し搬入する方法等も認める。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条	○食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能 ○調理に係るコストの削減、経営の効率化	

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等	広島県 拠出
8	医療・福祉	多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃	兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化している国の多子世帯保育料軽減制度について、同時入所要件を撤廃する。	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(S51.4.16厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)	○多子世帯の経済的負担軽減	
9	医療・福祉	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブについて、補助要件(開設時間や職員配置基準等、利用児童数の下限等)を緩和する。	「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)等	○多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟な対応が可能	
10	環境・衛生	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定・変更に係る環境大臣同意の廃止	国の定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事が総量削減計画を策定・変更する際に義務付けられている環境大臣への同意協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	水質汚濁防止法第4条の3	○手続の簡素化による事務の迅速化 ○国が必要とする各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は大臣意見を聴取する制度とすることにより対応	○
11	環境・衛生	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	瀬戸内海沿岸域での事業活動において、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和する(原則汚濁負荷量が増加しないと認められる場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧を省略)。	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	○汚濁負荷量を増加しないケースにおいて手続を簡素化することによる事業活動の迅速化・円滑化	
12	教育・文化	高等学校等就学支援金の事務の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者からの生徒個人に対する通知について、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねることを認める。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条	○都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減	

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等	広島県 拠出
13	教育・文化	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合の国庫納付金について、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、国庫納付金相当額を基金に積み立てることとし、国庫納付金を不要とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	○地域の児童福祉、高齢者福祉等への寄与のための余裕教室の有効活用	
14	雇用・労働	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	○県(計画認定)及び国(助成金受給申請)それぞれに対する手続を国への手続に集約することによる申請者の負担軽減	○
15	雇用・労働	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項	○県(計画認定)及び国(助成金受給申請)それぞれに対する手続を国への手続に集約することによる申請者の負担軽減	○
16	産業振興	企業立地促進基本計画を作成・変更する場合の経済産業大臣への協議・同意を廃止する。	企業立地促進法に基づき都道府県等が策定する基本計画について、経済産業大臣への協議・同意を廃止する。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	○地域の特性・強みを生かした企業立地を通じた地域産業の活性化	
17	土地利用 (農地除く)	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項	○手続の簡素化による事務の迅速化	○

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等	広島県 拠出
18	土地利用 (農地除く)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の廃止	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	国土利用計画法第9条第10項、第14項	○手続の簡素化による事務の迅速化 ○国が必要とする個別規制法の地域・区域における国の権限・関与(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)に係る事前調整は大臣意見を聴取する制度とすることにより対応	○
19	土地利用 (農地除く)	区域区分に関する都市計画等に係る国土交通大臣への同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画等を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	都市計画法施行令第12条第1号及び第2号	○手続の簡素化により、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に実施 ○国が必要とする都市計画的土地利用と農地保全を調整する仕組の保持は、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで対応	○
20	土地利用 (農地除く)	一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)に関する都市計画等に係る国土交通大臣への同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)に関する都市計画等を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	都市計画法施行令12条第4号イ及びホ	○手続の簡素化により、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に実施	
21	その他	地方公共団体の調達への複数落札入札制度の導入	地方公共団体が需要数量の多い物品等又は特定役務の調達を行う場合に、複数落札入札制度による調達ができるようにする。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令	○競争性の向上及び事務処理の軽減・迅速化	

## ○ 都道府県から基礎自治体へ移譲すべき事務・事業など

### 【事務・事業, 権限の移譲等】

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等	広島県 提出分
22	産業振興	特定工場の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定権の町への付与	特定工場の新設等の届出に係る緑地面積等の基準については、国の基準に基づくほか、都道府県または市は自らの条例で独自基準を定めることができるが、町には認められていないことから、必要に応じて条例で独自基準を定めることができるよう求める。	工場立地法第4条の2	○特定工場の新設等による影響を一番把握できる市町自らが基準を制定できるようになり、地域の実情に応じた対応が可能 ○町の判断による基準の緩和が可能となり、企業誘致につながる	○
23	医療・福祉	特別児童扶養手当事務に係る市町村への移譲	特別児童扶養手当の受給資格の認定等の事務については、都道府県が実施することとされており、特例条例で市町に移譲した場合、国からの交付金が県にも市町にも交付されない仕組みとなっている(政令市は第4次一括法により法定移譲予定)。このため、現在本県では県から市町へ「事務委託」方式で対応しているが、特例条例で移譲した場合にも財源措置が講じられるよう制度改正を求める。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	○特例条例による移譲とすることにより、「事務委託」という暫定的な対応が解消し、市町村の事務としての位置付けが明確化	○
24	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出(中核市へ届出可能とする)	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出を中核市へ届出可能にする。	介護保険法第115条の32	○介護サービス事業者の指定権限、業務管理体制の整備に関する監督権限の一元化	

**【義務付け・関与の廃止・縮小】**

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等	広島 提出分
25	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出(中核市へ届出可能とする)	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出を中核市へ届出可能にする。	介護保険法第115条の32	○介護サービス事業者の指定権限, 業務管理体制の整備に関する監督権限の一元化	